

法廷の様子

1人の裁判官が裁判する場合を1人制、複数の裁判官が協議して裁判する場合を合議制といいます。

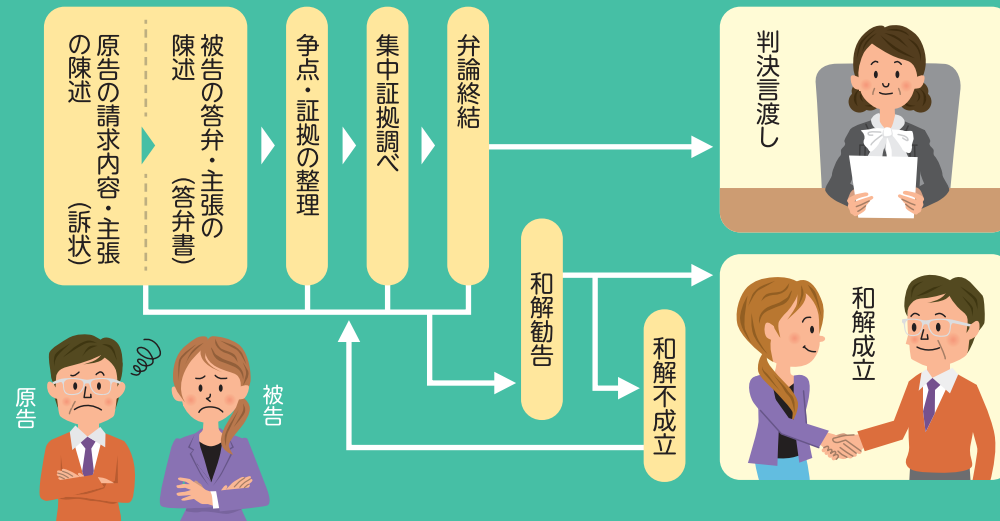


※上の図は刑事合議法廷の例です。裁判員裁判では、裁判員の席として裁判官の席の左右にさらに席が設けられます。また、民事裁判では、検察官の席に原告の席が、弁護人の席に被告の席が設けられます。
なお、法廷内の配置は裁判所によって異なります。

法廷での手続の流れ

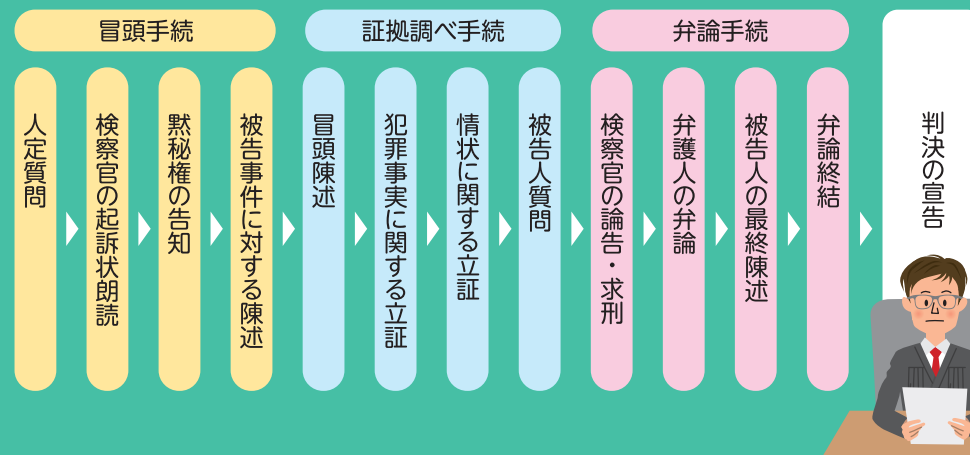
民事裁判

貸したお金を返してくれないというような日常生活で起こる法律上の争いを判断して、解決するのが民事裁判です。



刑事裁判

罪を犯した疑いで起訴された人が有罪か無罪か、また、有罪であればどういう刑罰を科するかを決めるのが刑事裁判です。



よくあるご質問



Q: 裁判を傍聴したいのですが、事前申込みなどの手続が必要でしょうか？

A:

裁判を傍聴するのに事前申込みなどの特別な手続は必要ありません。

公開の法廷で行われる裁判は、原則として、だれでも傍聴することができますので、どの法廷でも自由にお入りいただいて結構です。ただし、傍聴希望者が大勢いる事件では、傍聴券が必要な場合があります。

なお、法廷の入口には、裁判の予定表（開廷表）が掲示されていますので、参考にしてください。



Q: 裁判を傍聴するときに、何か注意することはあるでしょうか？

A:

裁判の妨げになると困りますので、法廷ではお静かにお願いします。

法廷の入口付近に傍聴についての注意事項が掲示されていますので、ご覧ください。

なお、法廷内では、写真撮影や録音は許可がない限りできないことになっていますので、ご注意ください。

※裁判手続の詳しい説明は、裁判所のウェブサイト（<https://www.courts.go.jp/>）をご覧ください。各地の裁判所のウェブサイトには、裁判員裁判の開廷情報も掲載しています。